

## 湯河原町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁及び生活環境の悪化を防止し、湯河原町が行う浄化槽の設置費補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、湯河原町補助金等交付規則（昭和43年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽の基準)

第2条 補助の対象となる浄化槽は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第2項に基づく構造基準に適合するものであること。
- (2) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L（日間平均値）以下の機能を有するものであること。
- (3) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け厚生省通知衛浄第34号）に適合するものであること。

(補助対象地域)

第3条 補助対象となる地域は、湯河原町全域のうち、下水道全体計画区域以外の地域とする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、補助対象地域において、専ら居住の用に供する建物の単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽を浄化槽（5人槽から10人槽までとする。）に転換しようとする者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の受理書の交付を受けていること。
- (2) 住宅の新築又は増築に伴って浄化槽を設置しないこと。
- (3) 浄化槽を適正に維持管理できること。
- (4) 土地を借りている者については、浄化槽の設置について、地主の承諾が得られていること。
- (5) 浄化槽を転換しようとする建物の一部を住宅以外の建築用途に使用しないこと。
- (6) 湯河原町に住所を有し、町税等（湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯河原町条例第1号）別表第1に掲げる歳入をいう。）に滞納がないこと。
- (7) 補助金の交付を申請しようとする日の属する年度（4月1日から3月31日までをいう。）の末日までに浄化槽の設置を完了すること。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入又は放流に係る管きよ及びますの設置に係る費用を除く。）に相当する額であって、人槽区分に応じ、次の表に定める額を限度とする。

人槽区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
補助金額	332,000円	414,000円	548,000円

- (2) 既設の単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって、同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）に相当する額であって、90,000円を限度とする。
- (3) 第1号の工事に付帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）に相当する額であって、既設単独処理浄化槽からの転換については300,000円を限度とし、くみ取り式便槽からの転換については100,000円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出受理書の写し
- (2) 浄化槽の構造図
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 建築平面図及び配置配管図
- (5) 既設単独処理浄化槽又は既設くみ取り式便槽の現況及び転換計画を示した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けたのち申請内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により、承認の決定をしたときは、変更承認決定通知書（第5号様式）により当該補助対象者に通知する。

- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し又は浄化槽を適正に維持管理できることを証明する書類
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し又はこれに相当する書類等の写し
- (3) 浄化槽設置に係る施工業者等からの請求書又は領収書の写し
- (4) 既設単独処理浄化槽又は既設くみ取り式便槽の転換作業工程が分かる写真
- (5) 既設単独処理浄化槽を撤去し、処分した場合は、産業廃棄物管理票の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該設置工事について完成検査を行うとともに、内容を審査して、その適否を決定し補助金交付決定通知書(第7号様式)により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 町長は、前条の規定による交付額の確定後、補助対象者からの補助金交付請求書(第8号様式)に基づき補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場の確認)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(報告徴収)

第15条 町長は、補助対象となった浄化槽について、設置後の適正な維持管理の状況を確認するため、補助対象者等から報告を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月7日告示第1号）

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の湯河原町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後に設置される浄化槽に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月28日告示第60号）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の湯河原町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に設置される浄化槽に係る補助金について適用し、同日前に設置された浄化槽に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月26日告示第17号）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の湯河原町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に設置される浄化槽に係る補助金について適用し、同日前に設置された浄化槽に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日告示第22号）

（施行期日）

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の湯河原町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる単独処理浄化槽又はくみ取り式便槽の浄化槽への転換に係る補助金について適用し、同日前に設置された浄化槽に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月29日告示第87号）

この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。